祇役中

郷信世故

文久癸亥（壬戌）

甲

二

服部文庫
イ 17
2187
7

117 特
2187
7

一川越藩士[illegible]

一中山大納言[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

117 1288(2)

一七月十日　[illegible]

一二度ハ[illegible]

[illegible]

又ハ免許[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一郵便[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible] 十月[illegible]

[illegible]

十月十日 [illegible]

一 十月[illegible] 松平[illegible]

[illegible]

十月十日

別紙

一 [illegible] 変革[illegible] 慶応[illegible]

[illegible]

[illegible]

大名ニ者出ス事ハ只今尤果断ニ成ル武将ト職掌ニ成ル
迷ヲ兵部設ケ玉尚ニ云海渡之ヲ以テ既ニ拒絶ス以ル
ヲ法　実ニ我国法ニ反

一今般様式ニ改正ス天下ノ市先ニ兵部ハ外ニ出ル時海
岸警衛ハ藩内ニ兵大ニ犯ス者ハ罪ヲ守ル厳重ニ
行ヲ分ル兵部ハ藩内ニ兵ヲ出ス事ハ兵部ハ藩内ニ
法度ハ教授ヲ当ル事ハ藩内ニ兵ヲ出ス
出ル事ハ月ニ月ニ兵ヲ出ス
成ル力ニ応ジテ兵ヲ京師ニ出ス　印紙ニ
翌四ヲ人数ヲ出ス事ハ

永所領特遣ス事ハ京師ニ住ス全諸藩ハ地ヲ以テ典ヲ
府ニ教ル印紙ヲ出ス　ヲ
糧ヲ出ス事ハ又法度ハ
仕ル事ニ制ス事ハ
ヲ行ル事ハ兵部ニ
一拝ス上京ニ法ヲ
初度ハ
十二月ニ
ヲ　十月
一初度ハ

用意可申候　以上

十月

十月十五日　牧左衛門尉殿

一、此十月、伊勢内宮、（社司あり）

伊勢国之内、新宮二宮及び外宮の内、

神官等、悪党に成候て、

所々を焼き申候

牧左衛門尉殿

十月

兼年、度重なる、空癖人、（心不和を生じ）当時、公方様、

御意、宜敷に有、空癖人、御ゆるし被成、永久これ無

之、月日、重なり、和睦、成ずに付て、大樹、ご出陣

月日、殿方、御上洛、

御講話

殿様、御上洛、

思召に付、

公方様、御出陣、

御出陣、

公方様、御出陣、

（於字ヲ示サリ）

十月

十月

京都、御上洛、

御講話

殿様、御上洛、

一、去一、渡、自、伊勢、京、注進、天下、大乱

四、五、日、共、渡、（キ人ナシ）

一今日十月七日こゝもまた雨降り[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十五日より出張し
一今日御役所の変替[illegible]
中[illegible]
一[illegible]
一小室[illegible]
[illegible]
一一橋殿[illegible]
一[illegible]

[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

郡守藤堂家へ御入込ニ相成候所[illegible]田丸町辺へ参り候処土方氏二
段々云々相成候ニ付何も指支無之候様可申旨申候由

一 長州藩之者十六人[illegible]京都[illegible]候由

陸路[illegible]沙汰有之由但長州之者大坂[illegible]出立致候由之趣ニ御座候

ニ一[illegible]之由

一 [illegible]浪士押大和横山[illegible]出立之人数[illegible]

子息[illegible]騒動[illegible]浪士之者十人斗[illegible]

[illegible]しと云々

一 三条[illegible]

[illegible]

[illegible]

亥未閏六月

一 異国人共[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]英佛[illegible]及[illegible]

[illegible]

文久二戌年十一月 日

小池[illegible]
[illegible]

一 今般 勅使三条様姉小路様 江戸表江御下向 御趣意ハ 攘夷之儀
御治定被為在候 然ル処 幕府ニ而ハ兼而 京都之御様子被相弁 候得共
当時御所置振ニ付 如何可有之哉与 被為在 御沙汰候処
此度御趣意之儀ハ 御使者を以御答ニ可被及 旨被仰出候
右ハ御所ニ而 御決定之上 御下向之儀ニ付 異人之儀ニ付而ハ 御沙汰之趣
被為在 御治定之御儀ニ而 則 神奈川表 御防禦之儀 等 可被仰付
候間 諸大名 江 被仰付 候様 十一月廿八日
勅使 御着之上ニ而 御答ニ可相成 候

御案文写
一 以来 右様之 御沙汰 有之 候 ハヽ 早速 申上 候 様 可致 旨 被仰出 候事

浪士 ○○ 一条 御取調 之 上 御 沙汰 可有之 候
文久二戌年十一月十六日
亜米利加人 ニ 而 ○○ 英吉利 亜人 ○○
一 先達而 神奈川 ニ 而 英人 ○○ 之 儀 ニ 付 ○○
十一月廿四日
一 右ニ付 京都 ○○ 御 ○○ 大 ○○
国中 ○○ 異人 ○○ ○○ 之 ○○
右之 ○○ ○○ 防 ○○
一 ○○ 京都 ○○ ○○
神奈川 ○○ 異人 ○○ ○○

[illegible]

十月廿二日

[illegible]

松平紀伊守
小林[illegible]

一 水戸之事果[illegible]沢信濃守[illegible]
[illegible]
[illegible]

十月廿七日

平[illegible]
[illegible]井[illegible]

一 松平[illegible]度[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

十月廿八日

松平[illegible]

一 [illegible]度[illegible]
[illegible]

十月廿九日

松平紀伊守
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十月三日

[illegible]

十月廿四日

一 [illegible]
[illegible]

十月十四日

松平[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一 市村新兵衛

一 勅使三條中納言殿御使ニ付 市村新兵衛ニ付 表出席 市村

市之丞 井上源四郎

一 勅使到着 城内玄関ニ而 式揖之儀 勅使到着ニ而 陸奥

引 三万石 大広間 出席一通 同 三條殿御使者 御出席

京都 勅使 元長橋 公方様 市之丞 御書 三方 載せ

出席 式揖 公方様 御書 受取 式揖 御使者 御書 三方 載せ

御使 到着 西之丸 式揖 御使者 御書 受取

一 勅使到着 城内玄関ニ而 式揖 御使者 御書 受取

一 勅使 副使 ハ

一 御書 一世 ツ ツ

市村 新兵衛 御使ニ付 出席

一 松平伊賀守殿 大広間 引 通 御使者 御書 受取

去秋 厳重 市之丞 相模 ハ 御使者 御書 受取

構 出席 ツ ツ

御出付 ハ 表 ニ 用 ル 表 出席 ツ 御使者 御書 受取

十一月廿六日

一 市里 出席 市村 御使者 御書 受取 御使者 十一月廿五日

上京 一人 通 無 市目見

一 松平 親王 陸奥守 公方様 御使者 天陸侯様 ハ 御使者 御書 受取

勅使 副使 ハ 御書 受取

一 御書 一世 ツ ツ

市村 新兵衛 御使ニ付 出席

一 松平伊賀守殿 大広間 引 通 御使者 御書 受取

去秋 厳重 市之丞 相模 ハ 御使者 御書 受取

構 出席 ツ ツ

御出付 ハ 表 ニ 用 ル 表 出席 ツ 御使者 御書 受取

十一月廿五日

一 市里 出席 市村 御使者 御書 受取 御使者 十一月廿五日

上京 一人 通 無 市目見

今度の軍制市改正追々仕出され候ゆえ一同その教しかを尽し
右の通り達せられ候 神祇官より市武威発令きて教一同に相勤い
大政官より各藩へ列侯たる通知あり
此度市軍制市改正に付仕出市意意に厳しく貫徹此に教諭の報
ゆえこの者を抽ってゆらってゆる無い
十月廿日 大政官市月付へ
一此度京都より百姓市意を以大教に仕出て候に付百姓銘へ領分者
ゆえ市ゆえこの市ゆえ存じ其石業 皇恩に報ずる死死牢死流死重
等し者あれし其段歎願 元藩名主出て教諭
十月 左京亮園部藩
一土佐藩より田内協吉 松村佐次右衛門中三人に者西洋方市
兵隊お越 金平者月十日暁七ツ時氏おの足板下郡畑ヶ村業
松原に おゆて旅人殺者先に佐次右衛門 不お切 切 殺 後
日廿 松合三人 切 者 者 打 月 右 殺 者

而村役人に お改 市 領 に 大 伝 が 殺 方 逃 市 に 平 に 逆 一 逆
改 と 土佐 方 ち 捕 に 歩 平 に 舟 お 引 其 筋 し 者 に 生 を 刃 方 立 合 お 改
処 右 三人 伝 土佐 方 ち 平 に れ 違 守 市 舟 に 依 に 右 殺 来 狩 又 役 人 共 相 乱 に 処
右 三人 に 者 共 ケ 中 に て 逃 に 刃 て 自 殺 改 風 方 も 共 に ち 中 守 日 又 打 果 後
人 伝 に 者 人 生 に 姓 名 お 切 不 れ る に 市 領 法 に 通 市 ゆ 平 お 教 を
松平土佐守殿
宮井俊蔵
三人 共 引 れ 平 氏 殿 に 届 方 て 以 と 十 月 廿 日
松平大膳大夫殿
真田信濃守殿
佐久間修理
一
右 の 浮 兵 に 西 洋 に 方 の 御 士 師 に 郷 法 一 に 平 て 処 先 年 大 膳 大 夫 殿
枚 百 合 に 中 浪 男 に て 石 外 に て 浪 人 吉 田 二 郎 次 郎 に 捕 来 に 名 切 通
丹 法 浮 に 企 此 に 市 仕 神 に 日 に 方 に 二 郎 次 郎 に 方 法 に 此 に 通 に 信 濃

中秋ハ当年ニ而引候於京不都合ニ付、御役被仰付候由 皇太后宮

之御用ニ而ハ一分御用ニ而ハ無之人柄ニ無之処、次郎迄ニ付而ハ差支候

付、殿於大膳大夫へ宗之事ニ相成候ニ付 白主宮之御為

筋ニ付而者御世話御法付ニ而ハ能々御承知之儀ニ付、御役儀之儀ハ堅

厳被仰出候、一統御承知之儀ニ候、仰出候而ハ相成候御所之御付候、猶又御鑿被

御免之御役付被仰付候、於大膳大夫儀思召有之ニ付、又杖を以而ハ不相成

存候処、御儀ニ付御評議之上以御赦免之御役儀ニ付而ハ御承知之上ニ付御

用ニ而ハ無之儀ニ而も、此ニ御承知被遊候通り御役付被仰付候、御承知之上大膳

大夫方ニ御付被仰候儀ニ付 松平豊後守ゟ之奉書ニ付内藤紀伊守ゟ来ル

十二月晦日 松平大膳大夫家来 小幡彦七

一 内藤紀伊守殿ゟ以御家来御付添之上候而者奉存候ニ付而ハ被相成候ニ付而 御

處ニ付処、便宜ニ付表方ゟ御奉行衆へ御願申上候処、御指図ニ付、殿ハ西丸御

所儀ニ付御扶持ニ付而ハ御許可ニ相成、御奉行衆ゟ御奉行所ニ而御許可ニ付、御医

師御招ニ而御差出ニ相成候、御上京殿御内々ニ御奉行衆へ

右十二月二日出ニ而御返答ニ付御書付御同人ゟ差出候 十二月二日 松平内蔵頭 水野出羽守

十二月二日ゟ御書面之通御役被仰付候事

一 御勘定吟味役

御勘定吟味方改役 河野忠蔵

御徒士目付 勤役中ニ而相勤候ニ付而御役ニ付御用被仰付候

御書付ゟ 加納鉄三郎

京都町奉行組与力 相勤候処、此節御用ニ付御出府ニ付

十俵之御目見以下小普請入申付候事 押込

松平大膳大夫ゟ来ル書付

一 大膳大夫病気ニ付、此度京都へ出立ニ付、彼地御用相勤候

[illegible]

十二月二日　松平大膳大夫様
山陳屋敷へ

一私儀氏度法京者[illegible]先方様大坂[illegible]三條[illegible]相[illegible]越候
[illegible]氏殿相[illegible]

十二月　松平土佐守

十二月　松平因幡守

一大坂表[illegible]氏　[illegible]　[illegible]氏　土岐大隅守
講[illegible]　[illegible]川之殿　砲術師範役　下[illegible]　勅術師範役　男谷下總守

十二月十二日　松平伊豆守殿

一大坂[illegible]氏人[illegible]

[illegible]

十二月十二日　松平伊豆守殿

連名

十二月廿[illegible]
一大坂表[illegible]
一[illegible]
十二月[illegible]

小竹之丞圖書氏

日人

一勅使三條[illegible]
勅使[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十二月

連名

寄合醫師[illegible]

一[illegible]

醫師[illegible]

今度御要筆ニ付出精致候ニ付寄合医師 御番医師
小普請医師 并吉田快安奉行被致候度者ハ於御用所ニ而被仰付尤吉田快安
ヘも御番医師共被致候者之是又夫々御番入ニ而被仰付可被下候
吉田快安ニ茂相勤候様可被申付候 同又ニ 御番医師 小普請医師 寄合医師
長崎川右衛門殿被差出候書付
一今般御改革ニ付諸大名夫々参勤御猶予ニ付 仍出ル三月より私儀も
年々参府之処格別之以思召ヲ年ニ一度参府年限御猶予度
十二月朔日 右之趣ヲ通ス
長崎川
左之通
殿奉行
松平肥前守差出候書付
一信濃守波義ヲ以前仮致候ニ付出府被仰中院宰相中将久世
宰相殿ヘ為面談先月廿四日京都土宰相処折五廿五日坊城大納言
殿ヘ寒中之為見舞滞留之儀ニ付
十二月五日
松平肥前守
松平周防守差出候書付 周防守
一松平下総守殿儀出府被仰付候京都ニ而宰相処帰京伺義
伺之通相済ニ付可致候出立ニ付秋下旬より松平肥前守之事
十二月五日之次右之御用ニ付 牧野備前守殿ヘ達ス
一橋中納言殿御上京之儀ニ付御之伝奏衆ヘ先達而被仰出候
坂表ニ而御越相成候節ニ付御上京ニ而御先達御仰出可被申其旨伝奏
衆ニ而も可相達旨右之趣中納言殿御旅館之義先達而御達之通ニ而
仰ニ付小笠原図書頭旅館之義ヘ者被遣寺院ニ御付可申秋時奉
行共ニ而御渡ニ付 十二月五日 牧野備前守殿 連名
十二月五日之次右御用ニ付 松平伊豆守ヘ
一橋殿其外ニ而御越之節差出候ニ付面々別段之通被仰出候ニ付
御達ニ付尤も夫目付人御目付之人ニ而仰付可然候間可被仰付候
右之通相達候以上 十二月五日
松平伊豆守殿
連名

大御番
松平因幡守　但御役料之外ニ当分五百石
御小性組番頭
土岐大隅守　但右同断
講武所鉄砲師範
下曽根甲斐守
御先手次席講武所頭取
[illegible]川主膳
講武所奉行並役同組頭
岩田平太郎
講武所世話役　四人
日傘持人　四人
日供方人　四十五人
日供行人　百二十人
日鉄砲教授方　四人
日太鼓打方　四人
日世話役　四人
日勤番旗役　二人
日以同人講武所調役　八人
日世話役　四人
日同居者　二人
右大坂表御警衛ニ付為人数二拾人差遣候所、右之通被仰付候事
松平土佐守差出候書付
一昨夜三條中納言殿ゟ手紙ニて差出候由申来候
中ハ處　右被遣候御書付写別紙写之通ニ候、依之父子儀此段申上候
右之通御届申上候
十二月五日
松平土佐守

御書院番頭次
外国奉行
[illegible]肥後守　但同断
御先手講武所砲術師範役
菊池伊豫守
大坂より講武所砲術師範役兼
男谷下総守
講武所槍術教授方
高橋謙三郎
二人

別紙
松平容堂上京之儀先達て御沙汰之趣も有之候處、此節出立致し候由、因て大樹上洛之節上京いたし候様、於土佐周旋致し候様、御沙汰之趣御達被成候事
十一月廿二日
一松平淡路守差出候書付
勅使随従上京之儀被仰出候ニ付、内勅之趣表向御沙汰有之候旨御届申上候
十一月廿二日
松平淡路守
一先達て御届申上候通、申談候義、青山之節、右々御届申上候
十二月二日　同
早川甚九郎
一松平大膳大夫差出候書付
一大膳大夫儀、右之儀ニ付云々、小笠原備中守様
十二月二日
一松平肥後守差出候書付
御上洛之儀ニ付御届申上候
十二月二日
松平肥後守
小橋彦七
一松平肥後守儀職之儀ニ付御上洛之節御用ニ付御届

詰不申候而ハ夫迄之事ニ付、当所代屋敷内ニ而住居罷在候而ハ
之積ニ而永井与州殿達之趣ニ付右御代屋敷ヲ狭不都合ニ付
之旨ヲ先御達之通南方黒谷金戒光明寺ニ仮住居被
仰付候段御届申達候事　十二月八日
　　　　　　　　　　　　　　　　　松平肥後守
十二月九日
一
　　　　　　　　　講武所剣術教授方出役
　　　　　　　　　　　　　　　　　松平主税助
浪士之内有志之者共ヲ引卒致し候ニ付、御預ヶ中御手当
下置候ニ付、御扶持方三千俵被下講武所剣術教授方是迄之通相勤
　　　　　　　　　　　　　　　　　同人
浪士之内有志之者共引卒致し御扶持方を被下候、竹馬ト勘兵衛之
　内於御右筆部屋縁頬周防守殿御老中列坐之席
　年寄中出座
候之趣可申旨

十二月十二日
一此度　勅書之通被仰出候ニ付而ハ策略之儀度々被思召
有之候而近臣初而御諫言上月　御上洛被為在候処、度々御沙汰被出候ニ付依而是迄御
委任之人心一致ニ付而ハ夷之義ヲ当面ニ御奉達致候得共右御弁
此之別ニ付入念武備之義被厳重相守候様被仰付候ニ付、右義ヲ被為尽候事
議之上、厳重御備向御手当ニ而万事ニ付而講候而相違無之様御達ニ付
　右之通此度下ヶ付之事
上包　攘夷勅書写
攘夷之念先年以来至今日不絶日夜患之、於神宮各之業
拖新政欲慰朕意怡悦不斜、然年来天下於無攘夷之一定人心難
至一致乎、且名代人心不一致異論起于郡内、早攘夷布告于大
小名、如其策略武臣之職掌、速尽衆議定良策、以拒絶醜夷、是
朕之意也

上包　勅使持参御書付写

今般攘夷之儀決定有之天下ニ布告も有之候上者夷何時海岸
を窺掠し畿内ニ乗入候も難測ニ付　其当時之御守衛厳重ニ
御手当被為在候得共海岸ハ夫々防禦筋も有之海岸ニ
引離候諸藩之救援之為ニ者有之候得共辺鄙ゟ畿内
数日之路程を出兵之為いたし不行届之節も有之候ニ付兵備
自然御手薄ニ而者不安候之夜襲も有之候而至而京都守護之藩ゟ親
兵ニ相纏候得共人数を不足ニ而実ハ　宸襟も不安候ニ付諸
藩ゟ忠义材強幹　忠勇気節之徒を令撰募時勢ニ随ひ
無残御取立ニ而御親兵ニ被遣度思召候右親兵之儀ハ
附之武器食糧も是又諸藩ゟ被仰付石高ニ応し

我らく速度ハ但是迄之儀者制度も有之候得共於当節ハ
御諸藩之儀も御差遣有之候様被仰出度且天朝御急務ニ付御建議
定而有之候御沙汰ニ被為在候
三月十五日於御所書付候掃部頭御用之節ニ付其
一 先年中水戸中納言殿ゟ御遺恨有之候而　勅諚之井伊掃部頭
且不都合之所業致し其外府下度度改る御奉幸之儀水戸中納言家
へ被仰出右勅諚之趣銘々厚相心得候様被仰出候事

勅諚之書付写

一 先般異国船渡来以後攘夷之儀神州之御国体ニ関り候儀
義被為在候処下調之上言上致し候ニ付早々叡慮之程被為遊候勅答
諸大名衆議之上被仰出候詳　皇国之大事之儀御評議

大樹公　叡慮御伺之趣奉承知候　勅答之次第ニおゐて御輔率之事
大樹公関東之処在司にも御不審ニ被思召候右之次第ニ而之事
東之儀ハ勅使差下し御面会之節被仰付更深ク被悩　叡慮
有之年公武御実情を以貫く御合体永久安全之様ニ偏ニ被思召
三家或者大老之内京都ニ被召出候処水戸尾張両家者御帰国之趣ニ而召寄候
是又於縁宗室之向も同様御後悔之趣ニ付食与右者何分等閑
取計候而者却而不都合ニ付　御無余儀之面々之面ニ而外夷迫之大津
（不）容易之御時節既ニ人心之帰向ニも可相拘事ニ付被悩　宸襟
尚三家以下諸大名衆議ニ付被召寄候処出候而者天下安全之筋ニ而公武
御合体ニ而被為在　叡慮ニ付思召候外廣之儀も可有之候
関白殿

深く被為悩　宸襟候　彼是事件ニ付ても大老老中
其他三家三卿家門列藩外様譜代共一同群議評定有之誠
忠心を以相正し内ハ整平　公武御合体いよいよ長久之様徳川御
家を扶助有之内を整ヘ外夷之侮を不受様ニ可被思召候事
商議　勅諚之写
大目付御目付廻候
十二月十五日
覚
当節柄武術ハ御引立之折柄自然古来之風俗人ニ茂槍術
剣術鍛錬之者も於講武所修業罷在候而も有志之者も
名前取調大目付御目付之内ニ而可差出尤流儀並年附書ニ而
認早々可差出候事

[illegible]
此度国司代伊勢守[illegible]
其外後[illegible]大坂表に[illegible]
勢[illegible]
宮[illegible]
国境[illegible]
泉州[illegible]
側[illegible]
都[illegible]
[illegible]
十月

十一月七日[illegible]
以書付[illegible]
井伊掃[illegible]
二郡[illegible]
[illegible]
[illegible]
相生[illegible]
[illegible]
相[illegible]
末掃[illegible]

都をとゝのへられて義文 権現様御書き出しを以て御家康御
用に付て儀に二百餘年既に多くの人数を召抱等兼
て用意の武士多き者共に不小禄多き共悪く
馬を御領足軽小者に至迄京都に召抱置候者は
抱置候様に御立被仰付儀も今年迄用意仕候様
と旦那改度御寄護の一廉を以て出府仕
し人数差出申候代御拵圖次第等に御用筋に
急度可相勤心掛に付処年来不届に御免
其外多年御奉公に付御褒
一圓に儀無之し掃部に御用仰付
仙臺領郡御領中
相多年不中に掃部に義文に約年一昨年格別に意
然遂御中に遠に下に甚後も毎に御願に象に意
京高年に大に大礼に候に御勤友信に御進に付
に御相変件 御寄護に御免二郡に儀に人主失掃
に御主職中に不都合に成に儀に人に成に
先掃に御主職中 勤向に儀に大に者重役に
談に御に切に成に御に御議に夫に命に
窺に斗に御に主職中 御是論に出に中に
公迫に儀に厚に御役に等に御に
在に故変に其方共に事出に大不故に中に
公方様御

右廿二大字　伊太祈寺ニ賜ヘリ　抑又一昨年三月三日ノ
時ニ新田義貞出ヲ遮ル不虞ニ怪我ヲ蒙リ　後醍
醐ノ御若年ニ元弘ノ御側元ヲ抜向ケ給ヒ天下ニ動
揺シ新田ノ人ハ外ニ儀ヲ一ツニ為ス難ヲ忍ビ枝ニ
御内ノ侍ハ不ル其後モ毎ニ御窺ヒ為ル上意ニ依リ重役
共ヲ遣シ御慰ヲ為ス方ヲ遣ハシ為ル所ニ
大敵ニ囲ミ天下ニ隠レ難ク為ル所ニ殿堅
ク中ヲ外ニ分ル君臣ニ大義ヲ立ル無数ヲ世ニ
ノ為ニ是迄幸ニ不ル幸ニ拘ル儀ヲ　上意ヲ奉ル重ル
故ニ儀ニ御ル其後モ苦ル事中ニ以次第ニ幼年ニ立人ノ出

格ニ　思召ヲ以ヒ迄給ヒ書状ヲ上使ニ用ヒ給ヒ
進ル仕ル付テ詳ニ以難ル上意ヲ段々載ル一統仰蒙ル養
ヲ重シ一ツ年ニ儀ニ御ル在ル度幼年ニ帰ル所ニ
ヲ拠存ル所ニ義ヲ失帰ル所ニ左職ヲ御咎
ニモ在ル御ル載ヲ奉ル存ル男時ニ拠若ル一統ヲ仕ル
若又一ツ為ル上腹後者ニ為ル御守護向ケ京ニ来ル出ル儀
ニ以テ一昨年ニ少ル上命ヲ重シ思ヒ仕ル儀ヲ一統ル
違ル在ル儀ニ御ル在ル状若又南夏蔵ヲ京都ニ
出ル以後御守護向ル都ニ出ル只ル近何ニ御拘揮
モ御ル在ル大ル為ル儀ニ御ル在ル載若又御守護向不ル

届兼候　禁裏ニ而ハ騒擾此儀を御咎ニも被遊候義ニ而ハ其
騒擾為致候者共ニ而可被成御不審之上ニも可被遊哉右等不容易ニ而
存外之儀共ニ候得ハ　恐入奉存候ニ付而ハ右之者共ニ而中之重役
重役共ハ殿ニ歎致候中ニも出候ニ付其外之通と申候台命重キ
先祖直孝之遺志ニも有之既ニ相守り一切申上不申候ニ付拙者
共一統存意申上候迄ニ御座候之処極而許ニ之上を蒙歎息　御役
場ニ而御歎願奉申上候程ニ而も毛年来之其外人共申候ニ付天下之議
論種々ニ相成候ニ付打拂之義ハ　権現様以来御定之日
本武士之主儀ニ而無之候得共猶更一旦之交易御許容相成
候而者実ニ於　公辺も深キ思召も在之一時遁之事ニ御治定ニ

斯ク御定詰之通打拂ニ御出ニ而承知ニ而是迄も天下之御
用向相勤候ニ付而者武事相励ミ申候処先般而ハ近来ニ而此
後武臣ニ而野心之族不少候ニ付重役木俣清左衛
門庵原助右衛門を謀り覚角後々迄諂諛ニ而武威相勤
之主武士之気象程ニ而大平を嘆く追々之害を醸候ニ付
右志之者懐徹之余り其機を計出為八月下旬右之人者
衛門ニ付右不思議之政一新之武備充実ニ及び候ニ而
之処於　公辺大変革ニ而御撰ニ而新政ニ及候ニ付
柄ニ奉伺候ニ付孫ニ而一藩之奮起ニ付而御役之御用筋ニ
急度相勤是迄遂被成之世評一洗仕　権現様以来之

恩旨奉報志者ハ老之者ハ孤幼者ハ天時 公道ニ任ス復
古ニ付上一統勇ミ立つ此ハ処有ル所ニ付度ニ〳〵ニ而
勝負ハ血ハ出ル次第ニ御座ニ〳〵 一藩上下
格別ニ之義を多ク格別 大神をいつくしき格別ニ御用
相勤ル処俄ニ召上ル徒士共ハ家衰弱先祖
恵ハ義ニ付 権現様ニ本格別ニ 男子ハ生ル御家
内ハ大ニ成歎ケ変次第ニ奉存 唐土ハ暫ニ結を制腹
亮ハ辞ハ拙者ハ熟出て在言ハ 台命を拒ハ
三千余人百ニ奉書 公儀ハ以御用ハ
芳志理解 四ヒ中ハ以ハ者共ハ不出ハ

路動ハ 心ハ故ハ甚以ハ死ハ則拙者共ハ人ハ歎歎
出ル日ハ幸ハ思時ニ御言ハ御家ハ御用ハ
ニ御ハ出ル仕出ル 秋偏ニ奉願上ハ

十二月

京坂辺ハ集ル浪士共ハ二ハ家殿ハ出て動ハ宮
豊後国国藩
少何伯右ハ

此度動ハ家ハ芳ハ 歳廣ニ伴ニ奉ニ
此来ハ各諸藩ハ同心を尽ハ 夷狄掃攘 白ニ
威徳相輝ハ 歳ハ毎ハ徴ハ 度ハ於国藩少何伯

右之一列高麗国王より岐津三郎ー勤王之志を
倍従義力を尽し殷勤を食　慶感男爵今度御書を越
中出し国之様訳を可仕所存を以御用之事を掛合
し右之趣を国王に申し志を以て義旦本を政を行届古代教
諭可致報恩之　慶感男爵　　壬八月
（薩摩五三度差之）
先年以来外来改慶来国之儀　厚　蔵奉ー始神君
時代之様子を以為罰　震襟時恒を以て義今更申上候
之多年有て拙者追之口和之時方
時状解相成且又三国出張之事奮興て義を以て
武義不失之之元年一橋越前守小再出し殷　勅定を以
出仕

義を偏に於一生を以日不夫婦ー与慶吉男爵不出人の法を解
接意を以来出男爵故之之之之之之之之之之之之之之之之之之之載
御之之ー名之之接代し　震殿与之五代友　勅使時事之
急度一生を以出接意し時交義を通与中を校通
度九一ヶ年七年九至十年中外事相応て此段於一生事情
受度之行時於殿し義時殿あ中奉之好　吏殿
年て時しとと之之ー之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之
之勅諚を以出度奉ー存し

九月

戊九月授文

一生の内府を事政之高義千年を以一生を好　吏殿し天威を傾

剃髪し、大和守殿に対し、天理明
白に復し、八年に至て退職あらんと欲
し、今年に至て急度改めて辞職
を願かし、彼伏罪書し、彼儀を以て被
仰付、就て厳威恐を畏て、罪科に
至ては、於後、儀難計を以て、元儀一定の筋を以、出格の情を
以て、十三年の内、自分退職に成、其後、其
年若其儀、十分の内、民部殿に仕し、破て呼し、手数を
以て、慶喜様、戊辰九月十二日
右の趣、申上奉る、以上
久我建通
（九条尚忠、関白職を辞し、久我建通、関白職を辞し、一条忠香、関白職を辞し、天下の大名諸侯、天下の人、従

一屋敷の儀、京都中の諸侍に
一当年、京都中川筋、京都中の諸侍、
去る十九日、大坂出張、京都の諸侍、
出張、西国の諸侍、
（以下、京都の諸侍、
京都の諸侍、
屋敷の儀、
京都の諸侍、
人数、

[illegible]

法度を仰せ出

一同人ニ而ハ無之候ヘ共出家ハ無之ニ付ハ[illegible]
[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

十二月二日

[illegible]

出格に被仰付候段申談ぜられ候ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

十一月廿九日

海陸奉行　講武所奉行　大目付　兼帯　町奉行　小栗豊後守　講武所奉行頭取　松平仲

一歩兵奉行　一騎勘定奉行　兼帯　小栗豊後守　講武所奉行　円並　松平仲

十二月朔日

一騎組　組頭　自三百俵　自三百俵　自三百俵

[illegible]進路権中納言に従三位に叙し京都より出仕進ぜらるべ　厳慎之
通知仕候し
[illegible]於之書院楊斎老中一同出席列坐仕候事
松平伊豆守
一度伺取扱之通申出候一先内々[illegible]
伺奉申上候勤度旨願之越達　伺被仰渡候[illegible]
伺先例不分抱伺[illegible]
栖方　四月[illegible]
一此度伺[illegible]
松平[illegible]　松平[illegible]
[illegible]
一溝口[illegible]
右同断[illegible]

十二月廿五日
一少将　松平左京大夫　待従　松平大学頭　〃　松平[illegible]
四月　松平[illegible]　四月　松平大隅守　右[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一騎兵[illegible]　溝口[illegible]　一[illegible]
[illegible]　一[illegible]
[illegible]　一[illegible]
十二月廿五日の夜当所四つ[illegible]
橋[illegible]

此者義昨年逆賊あるを当寺に同腹必兼て伴五郎とも
雑談なるを以て当国謀反人多々なれども不問に記されし間少後大逆
賊に至候に昨夜於三宮町にて天誅者や

十二月廿七

塙次郎

樫村板に一冊の内に記し張付ぎ宗徒らに与えし

十二月三日

大目付
佐目付に

此度佐軍制佐政に付出し付る慶あ度し佐越高
基本佐軍役人数用意之儀改る付出し表に年来
佐撰ぶ為平居に見費も不少紛れ難し考難し備白もなし
哉に付 異国に付以後紛れ之なきやう慶あ度し人数内
方別紙に通佐軍役に兵賦の儀左出に付 作出候番組
に義に講武所奉行佐軍制勇佐目付に伝候
右之通為不申に面に付れ解し

別紙

一二百石以下百俵迄兵賦之差出ス

但知行高五百石一人ニ付三人宛ニ割合
ヲ以兵賦之差出ス情ニ依来れ兵馬只今ニ至る兵賦
八差出ニ不及金納ニ成ル筈ニ付百石以下兵馬
二百ヲ金ニ成ル積リ五ツ割合ニ

一二百石俵ヲ百俵以下迄百俵ニ付二百ヲ積リ同ジ
俵ヲ百ヲ俵迄百俵ニ付金二百ヲ積リ

但右ハ俵ハ者も同様ニ御ハ現来れ向ニ俵ニ
当シ金納ニ積ル筈ニ付取揚ニ金納ニ成ル本文ニ
割合同様ニ可差出ス

一兵賦之銃隊ハ組三体ニ分ル

一兵賦ニ年齢十七才ヨリ四十五才迄情ニ有ニ出ル壮
健ニ者ハ撰ミ之差出ス尤一人五ヶ年ヲ定ル年限相立ル
ハ交代ニ者差出ス事一人ニ人ニ付又ハ為人共ニ在宇
三百俵之年ヲ二百俵不若ニ者
一般ニ可申出知行ニ応ニ丈ニ強壮ニ者ハ撰三人ニ
ニ於テ兵賦ニ撰ル儀ハ年来ニ情実ヲ報シ
為ト相ハ心実ニ勤ル筈ト申諭ス居ル様
ニ被ル仕ル

但正実ニ勤ル別情有迄者ハ其ニ応ジ不ル宇

はれたる事不あるまじき事
不申候事

一名目之儀ハ出兵ハ不申候ハ、永々之儀、勤番少物
もの次第ニ成候ハ、銃隊ハ一向ニ用ひあるまじき者ハ
共ハ別段ニ御帯刀被仰付候事

但勤ニ付て諸藩ハ奥方数ハ人員あるまじ
候ハ、同様ニ可申渡事

一給料之儀ハ二人ハ三人ハ三年ハ
年ニ百を限り被仰渡ハ不あるまじ
一金納之分ハ一躰ニ成し毎年三百

十二月ニ百度ハ勘定ハ
米ハ之分其後ニ引ハ
出ハ原ハ米ハ同ハ
一本ハ月ニ百ハ遠
ハ巨細ハ
殿達ハ

別紙

代度兵賦之義ハ別紙ニ通り仕出ハ
ハ格別ニ沒を以ハ
分ハ減兵賦ハ

米ハ三年ハ
書奉ハ
ハ
ハ

若無賦差出し儀差支ゑ無之ハ当年一ヶ年ハ不苦ハ当年
賦金納共少減し候て之ハ可ハ是又五百石以下之者ハ
追て御沙汰及ゑ迄無賦金不及差出ハ可
但金納割合之儀ハ来ル同様ニ可
ゑ書付和泉守殿へ
十二月三日

十二月二日ゑ次ハ脇ニ書し松平伊豆守様ハ越
大坂辺ゑ罷人ハ有之ハ可ハ被ハ之ハ御向別ル義
重ゑ之通ハ被ハ之度ハ坂内ハ其ハ時宜ニ寄ハ御沙汰
ハ松平越前守様ハ其ハ時宜ニ寄ハ御沙汰
斗ハ有之ハ之ハ来ル十九日ハ其ハ方ハ之意ハ
青山大蔵少輔
松平伊豆守殿

連名

私儀在府ハ年ハ処ハ之快方ハ一ハ先ハ月押ル去ハ年ハ堀内伝八
殿足ハ歩ハ儀御儀ハ御内勅ハ義儀ハ御ハ在ハ月ハ辛ハ上京ハ之ハ処ハ御内福ハ
奉存ハ追ハ来月延引ハ之ハ段ハ幾重ハ奉ハ之ハ又ハ之ハ尚委
細ハ義ハ追ハ御届ハ之ハ可ハ以上

十一月十五日　中川修理大夫

去月廿日従西京町三條大橋ハ及ハ坂ハ之ハ屋敷ハ詰ハ之ハ者
ハ召呼別紙ハ通ハ御書付ハ御ハ於摂
州兵庫ハ乗ハ載ハ之ハ私儀ハ神ハ之ハ上席ハ之ハ通ハ御ハ
ハ月ハ同席ハ之ハ処ハ之ハ扶世話ハ之ハ方ハ御ハ在ハ之ハ

越前府より伺ひ出候に付て処置之延引相成候に付武殿伺
届ちとい也

十一月十五日　　中川修理大夫

伺之勅旨

攘夷之儀累年　叡慮不安思召被遊候に付て人民同兼而攘
夷之決定等之為人心一致難成且武使之為外邦内情
を探索以ち悔　叡慮を奉於幕府攘夷之決定に為速諸
大名に致布告旦策略之次第相聞ハ限ハ京儀其方
奏上ハ度以勅使に仰付られ仮令被仰付
之候間旋為又報ハ為ハ為ハ勅内し　伺之儀に付ハ

京都表為替

一長橋殿　永し暇　山本大夫伺狼　一千種右将及
一極典殿　玉鬱殿　堀川侍従伺狼　右之伺方仰付之ハ又ハ之ハ玉鬱殿に仰付し
一土佐局殿　春殿　岩倉殿伺狼　一九条殿
一大和殿　永常　押小路殿伺狼　一条殿二条及ハ伺狼
一右伺之儀　坊城殿　唐橋殿　一　覚空所　押小路殿　右ハ御祓之儀
右伺役迄上候　友人　山本外記
一　右意候　一　彦根伺之儀　永野主殿　右寺中　右寺中

一橋公子吾輩之事弘こく伺出候三日目伺方仮之伺日待り伺奏

陣屋ヶ様に成り候間拙者共同船軍禮を行ひ来り候に付菊地伊与守同
組武兵持高次郎外五人帯刀仕候に付追跡後一組
壮年三人撰び老年小兵衛大炊一組に成り候一組
外下前根様男谷様陸奥八日九ツ過日出立ヶ敷に成り
序調度整出来共十日夕方迄延引ス一橋様に成り
ル故様に為来一日十五ツ迄に成て成り候に成業
に成り方ヶ大に成り候に付来年多に成り候に成り
五年目に成り候に付来年調度及用に成り候に成り
御法度に
一一橋公大坂に成り候に付為場に成り差圖に成り京に成り参り以
以後又大坂に成り候に付来年延引に付夫迄に成り候に成り
迄延に成り候に成り夫迄に成り候に成り
てに成り候に成り東に成り組武に成り迄に成り
様に成り候に成り又に成り迄に成り候に成り
為に成り候に成り候に成り候に成り候に成り
少る腦に成り迄に成り候に成り
為に成り候に成り候に成り
に成り候に成り右に成り候に成り
吉に成り候に成り賄に成り候に成り
砲に成り候に成り越に成り又一回に成り

辰ノ半刻伊達侍従人数将二人山吉二人ヶ嶋将二人
四人馬廻ヶ嶋ヶ中将

十二月二日和平ヲ成ス

先年来伊政ヲ回不ス不宜ヲ苦ス故ニ対 天朝之大ニ
思ヒ伊友信伊一等伊修退蟄ス中納言度々
同 如之再無之ニ付氏程伊答答夫ニ付出ル子元伊不行届
ニ伊一家ト国ヲ分ル 伊許容不ル為ニ詳ニ以之人難ル思ヒ
条約ヲ以ヲ成ル

同月十日国政ヲ奉返ス

先年四月大坂ヲ後ヲ中伊政ヲ回伊名神合ヲ以ル対京
師ニ奉ル大信ヲ氏友信一等伊修退且陵ニ伊孫城
ニ命ル事ヲ以ヲ自ヲ以ヲ自ヲ以ヲ自ヲ以ヲ自ヲ
ル此ヲ以ヲ向ヲ以ヲ

一欧羅巴 伊使佛蘭西ニ於ル海ヲ渡ル津ニ出ル長ル神奈川
表ヲ中越ル此殿ヲ上ル長ル十二月十日 伊ア越前守

一 私共ヲ支配向共ヲ追ヲ以ル九月三日佛国軍艦護送ス
ニ乗組ル薩摩人ヲ出帆海陸ヲ中ヲ中ヲ津ニ出
ル日ヲ上陸ヲ以ル伊ヲ氏殿ヲ長 十二月十日

一十二月十日 芳和年中 伊免ル
右ヲ以ル於国政ヲ奉返列ヲ申ス
右ヲ以ル於国政ヲ奉返ス
佛蘭西人ヲ書簡
佛蘭西公使ヲ権ミ ヲ
ヒトセルレンヲ
ヒトセルレンヲ

芳和年中 伊免ル

堀田摂津守
松平大和守
内藤紀伊守
酒井雅楽頭
堀大膳大夫

岩瀬肥後守
永井主殿頭

出簡ヲ以ヲ我十二月九日ヲ許出府ヲ以ヲ付ヲ以ヲ我ヲ面会ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

先達お伺ひ仕り候ては醫学所用向公儀ヘ[illegible]度ゆえと云
孫と申候醫学所より[illegible]役宅ヘ出張いたし其意を
同文言
右之通お達ゆえ其意伺ひ作法奉行ヘ申渡

水戸殿書老宛

仕出し百石[illegible]
先年故[illegible]様田水戸殿[illegible]其外中合及[illegible]
ル者共右ニ携お果て者共儀も出格之訳を以墓碑お建て儀

[illegible]

[illegible]

伺差免れ申ゆえ其段ヘ[illegible]

右之通水戸殿ヘ相達ル通調し
同様ヘ[illegible]

水戸殿ヘ相達ル通調し

十二月十一日

杉平作裡左衛門

水戸殿書老

武田耕雲斎

京都伺数ヶ所之儀ヘ[illegible]度大坂表ヘ海岸為見ヲ一橋中納
言殿ヘ[illegible]仕出し[illegible]ヘ[illegible]列殿ヘも情実伺憂慮
[illegible]故其方共ヘ[illegible]五六人ヘ[illegible]
諸子格別骨おり[illegible]

右於其方共ヘ[illegible]

同人

京都伺数ヶ所之儀ヘ[illegible]度一橋中納言殿ヘ大坂海岸
ヘ仕出し処[illegible]伺ヘ[illegible]

改しい義を以其方義を志す者五六人で寄集て万治の事諸ず
格別骨折て御勤し
同文言　右之通申渡て百姓殿てけとて　水戸及ぶ老れ
町奉行れ

浪人
酒井要人
浪人
[illegible]
桃井春[illegible]
[illegible]
[illegible]

同文言　剣術

遠藤民天輔

市用筋古役ホ若年寄ヶ[illegible]
[illegible]　十二月十二日

十一月四日大目付伺勘定奉行伺目付ゟ御達　書付
南部し伺付勢多場御別伺者異者都ゟ伺又異ゟ筋ゟ[illegible]者
武備伺元来ゟ遠度追ゟ仕出ゟ伺　伺坪内外其外
ゟ山共伺仰復し義ゟ高ゟ内更ゟ伺左止ゟ仕出ゟ
[illegible]　右書ゟ[illegible]周防守達し

中川修理大夫ゟ[illegible]
中川修理大夫ゟ[illegible]書付
[illegible]伺ゟ[illegible]ゟ処右ゟ儀ゟ[illegible]
伺方ゟ[illegible]伺内ゟ[illegible]
日中山大納言及ゟ[illegible]法ゟ背難儀
[illegible]伺ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]
十一月晦日

中川修理大夫ゟ
長塩主馬殿

十二月七日向これお達に書付
大佐右衛門
乃夫向寄合諸侍ノ面々ハ限り應し安
騎二隊に於ハ 侍馬ハ右ハ備銘ノ所也ノ寄刀籠二兵三分
チ右ハ兵ハ五隊伍編成也し 別紙不お平板侍陳 制お三板
侍ハ三番ハ銘ノ不也ノ術 義ハ急了ハ作ハ九歩所共
刀隊ハ馬疏 流 お推ハ槍隊ハ三番ノ銃お用ハ 槍ノ付是又
ハ作ハ指 右ノ通ハ作ハ其ノ
侍ハ候ハ 侍ハ歩ハ 二騎ハ 小人ハ 佐小人ハ 義ハ義ハ
整隊ハ編ハ お平ハ右侍制度お平ハ達ハ講武ハ
右ノ通ハ達ハ講武ハ
同文言 侍側元ハ
同文言 寄合肝煎ハ

佐ハ右ハ夫ハ
私儀ハ二月 侍ハ儀ハ佐奉ハ作ハ先ハ侍ハ
東ハ二月ハ 侍ハ先ハ出ハ上ハ佐ハ二月ハ京都ハ 表ハ場ハ
先月ハ 表ハ上ハ侍ハ ハ力ハ差ハ処ハ 武ハ防ハ寄ハ
百ハ 侍ハ出ハ別紙ハ 通ハ侍ハ越ハ
別紙 侍ハ備ハ 十二月廿五日
佐ハ右ハ夫ハ 佐ハ右ハ夫
夫ハ侍ハ一ハ夫ハ身ハ馬ハ備ハ 上ハ京ハ 越ハ
右ハ侍ハ ハ右ハ 侍ハ
亀井 陸ハ 夫ハ ハ京ハ 右ハ
後ハ夫ハ 出ハ 百ハ京ハ
ハ佐ハ板ハ 侍ハ達ハ 身ハ
別紙ハ 東ハ 佐ハ備ハ 岡山ハ 佐ハ 出ハ 処ハ
別紙 熟事ハ 後ハ 深 宿ハ 処ハ

建歳寺院感応院事と云狂歌皇王天神誌号ヶ作出
し事　十二月
私儀式度於慈母　象郭感応院ヶ為ヶ
此殿造立仕ル　十二月
亀井陽政守
（注附左京亮ヶ）
私儀式度奉ヶ為大殿大夫京都陣
向ヶ表ヶ大殿大夫京都陣
（注附左京亮ヶ）
毛利左京亮
（注附左京亮ヶ）
去酉年ヶ上ヶ十二月ヶ久世大和守殿ヶ義絶父豊山ヶ陣屋ヶ
（注附左京亮ヶ）
（注附左京亮ヶ）
（注附左京亮ヶ）

戸田勢守ヶ寺ヶ左出し書付

中納言様ヶ様ヶ方ヶ後ヶ岡田ヶ吾　作道故中納言様ヶ家来　日　松平雅楽頭殿　作事奉行

日大橋順之助　在命ヶ様ヶ様ヶ人ヶ方ヶ暇ヶ左出し　日　芦野伊勢守　作事奉行

数ヶ寺ヶ様ヶ寺ヶ　名ヶ表ヶ出ヶ

院妙

右ヶ者共自主ヶ為ヶ存ヶ其所ヶ仕ヶ法寺ヶ　作道ヶ故ヶ中納言様ヶ家来ヶ

町奉行ヶ　ヶ仕ヶ出ヶ此度ヶ作道ヶ越ヶ出ヶ　十月廿三日　三田越前守寺

正相院教覚　土屋寿石守様ヶ　大久保安房守様ヶ　京都ヶ方ヶ仕出ヶ石ヶ法ヶ越ヶ者ヶ

教覚ヶ仕ヶ付ヶ方ヶ墓ヶ石ヶ建ヶ　中園寺様ヶ寺ヶ

浄土宗ヶ法ヶ　鳥羽法華寺様ヶ寺ヶ作ヶ　此度ヶ京都ヶ方ヶ仕出ヶ石ヶ法ヶ越ヶ者ヶ

右ヶ付ヶ墓ヶ石ヶ建ヶ　ヶ無ヶ其ヶ方ヶ小笠原様ヶ家ヶ中ヶ方ヶ

町奉行ヶ　四井雅楽頭様ヶ

正相院教覚　芦野猪之助　正相院教覚　松平豊後守様ヶ　天保十亥年　少太郎　芦野猪之助　教覚ヶ

佐久間作兵衛様ヶ　京都ヶ仕出ヶ石ヶ法ヶ越ヶ者ヶ　教覚ヶ

仕ヶ付ヶ方ヶ仕ヶ

十二月廿三日ヶ法ヶ師ヶ様ヶ　牧野備前守様ヶ様ヶ

松平ヶ摂津ヶ様ヶ　長州ヶ様ヶ　京都ヶ様ヶ　軍勢ヶ　大坂ヶ様ヶ　出ヶ

御天保山中ヶ様ヶ　陣ヶ　大坂ヶ様ヶ　三ヶ所ヶ様ヶ　軍勢ヶ

上京ヶ様ヶ　淀川ヶ　京都ヶ

一　矢作ヶ様ヶ　牧野備前守様ヶ　十月廿三日　連名

右ヶ者共ヶ松平ヶ様ヶ　牧野備前守様ヶ　十月廿三日　連名

神宮故実の為に集め作り新撰 社宮殿再興せらるる事
て此国旋の蒙内勅宣あるを報謝奉仕今年社殿
殿修復と成り社事一巻を社宮殿再興し義式大殿
殿を山宗と殿儀と云ふ 擬式 殿祈もて社宮殿造作
就て文殿再興特上に願を奏代新図あるを殿
被度も追て出来奉社を世殿造作新殿儀
及ふて処達 殿 羅殿足 宮国旋に称し
勅宣を天皇及ふ殿下を勅を勅を
殿殿殿

以処歳慮之儀被仰聚候様ニ仕度旨ニ付
方々之儀ニ付申上候ニ付日同氏伊勢守ニ
丹後ニ遣書遣候ニ付上京仕候ニ付遣
越之儀ニ付遣使井処伊勢守ニ対面
取申ニ付以書状申聞快諾之旨ニ
ニ殿下奉伺答処遣使
際ニ付ニ対面之不申ニ付氏
四川殿申ニ付氏ニ対面之不申ニ付
ニ被仰付被遣候ニ付伊達喜
儀ニ付仕出ニ付遣使
ニ一帯之儀ニ付
ニ付仕出ニ付
ニ付仕出ニ付
ニ付仕出

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○

親筑馬友書の礼拝を学び使者を我大君殿下に見えしむ

[illegible]使人に栄爵の表を与へ我方に許諾つかまつる旨を命ぜられ御使者を遣はす

[illegible]王殿下を初大臣方及び民庶に貂皮を友書の礼拝を受け殿使ならびに我大君殿に見えしむ

其許迎接つかまつる次第を命ぜられ御使者

同文言　[illegible]使人に[illegible]

十二月廿七日　[illegible]

○

来二月出軍[illegible]

[illegible]出て其儀を陸奥[illegible]

同文言　[illegible]

小竹三郎大膳矣　同文言　同断　柳弟[illegible]

十二月廿七日　[illegible]

[illegible]

軍旗に[illegible]

[illegible]

○

来二月出軍[illegible]

[illegible]

[illegible]

大目付
弓術、鉄砲、騎馬、軍陣、船、水練、槍、剣術、柔術、馬術、鑓、長刀、薙刀、棒、捕縄、分銅、投げ縄、手裏剣、忍び、火術、火薬、火消、火事場、普請、作事、土木、測量、地理、天文、暦、医、本草、蘭学、蘭語、蘭医、蘭方、蘭学、蘭語、蘭医、蘭方、蘭学、蘭語、蘭医、蘭方

講武所方 伴鉄砲七十挺
講武所頭取一騎
同 右同断

講武所奉行騎馬 虎皮 伴拵鞘 伴銭三十五本
同 右同断

千人頭騎馬 伴召替

御馬三疋 御狩箱置 御具足 御徒目付

御臺傘 御床机 御立傘 御曲録

伴徒方一組頭 講武所 槍術方三十五人 同 剣術方二槍五人 同 伴腰物箱 歩行伴供 伴小納戸 伴小性

御徒方一組頭

伴徒方一組頭 同 右同断 同 同 同 同 同 同 御長刀 御い 歩行伴供 伴小納戸

奥詰 歩行伴供 伴目付一人 伴徒目付二人 御手筒 伴召替 伴小人目付 伴小人目付二人 同

御駕 伴小名貝 伴折敷五本 伴花菱箱 伴竹長箱 伴目貫箱 伴布机 伴雨覆 伴板 伴竹箱 伴茶道具箱 伴水道具箱 伴規矩箱

御徒目付

御馬 伴召 伴供馬三疋 伴馬方 御具 同 御馬下 伴数 同心元 伴書院番一組 同断 伴目付一騎

御小人目付

御徒目付並伴馬五疋 御側元 同同 歩行伴供 伴小性組一組 番頭一騎 伴鉄炮三十挺 同断

伴小人目付 伴書院番一組 同 同 同

奥外科

侍小納戸追越長持四棹　若年寄元　侍徒押

医醫師　　月　　侍小人押

同勢

御老中方　侍跡押

汐詰元

同月十九日

外出御門ニ而番頭華之丞　減ニ而被申渡　戸上御番申ノ人数

減ニ而不被召連　又也御番所ニ而番頭ハ御番所ニ而番頭ハ　人数

西丸ニ御番所ニ而番頭ハ　人数

西丸ニ御番所ニ而番頭ハ　人数

戸上御番申ノ人数　十二月　右書付回覧ス

外出御門ニ而番頭ハ　人数

同月廿九日

戸上御番申ノ玉川口ノ門扱ヒ二位宛所ニ勤ル

大目付ニ回ル

殿中法度ノ儀ニ付不出火ノ儀申ノ西出家ノ者

達ス　右書付豊ヲ序ス

大目付

[illegible]

[illegible]

大目付

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右夕七付メ切ル事

一 四ツ門 清水前

右三ヶ所門ハ毎朝切ル四ツ時ニ開ク事

直路ニ成ル故大事ノ時ハ

外橋ノ門 稲荷ノ門 鉄橋ノ門 一橋ノ門 北四橋ノ門

常盤橋ノ門 吉原橋ノ門 濱橋ノ門 数寄屋橋ノ門 日比谷ノ門

右ノ門ハ毎朝六付メ切ル事ニ成ル

右ノ内通ノ門ハ西ノ丸大手ノ内ハ

吉原橋ノ門ハ西ノ丸大手ノ内ハ

一 吉原橋ノ内ハ切ル事

一 濱橋ノ内ハ毎朝ハ

一 ヶ所ノ内ハ

一 ヶ所ノ内ハ

一 板橋ノ内ハ

右ノ内ハ

一 ヶ所ノ内ハ

十二月 十一日

右ノ内ハ

十二月 十一日

一 ヶ所ノ内ハ

一 ヶ所ノ内ハ

一 ヶ所ノ内ハ

お達之趣左に

但市成之事市中に不安の説を唱へ市民人心を惑

右書付和泉守殿より渡し

一 同月廿八日書翰を以品川豊前守殿山下各國公使館構造に付盟約の趣に相違なし我本月十三日即西洋五月一日英國公使館に既に落成の上移住し初めて我国の体裁を失ひて外国人に対し恥辱を受るの理なし乍去公使館構造の事は未だ諸侯の参勤交代の事に関係せざるを以て今日に至り未だ諸侯に暇無之故に今日に至り未だ諸侯に暇無之故に今日に至り未だ諸侯に暇無之故に今日に至り未だ諸侯に暇無之故に

所人心を激怒し世上に騒擾の悪説を合る者に付人心を鎮静し世上に騒動に及ぶの事を保の方策なれとも是迄出来出来難き事情に付山を背にし荒木を植て国民を安堵せしめ度に付公使館と構造の事を快しとせざるの実況に成事に及し

国民安堵之を快しとせざるの実況に成事に及し

相違なし

国民安堵之を快しとせざるの実況に成事に及し

相違なし

国民安堵之を快しとせざるの実況に成事に及し

相違なし

十二月九日　同断ニ付　東海道筋　松平伊豆守

一　松平伊豆守人

品川表外国ミニストル応接ニ付普請出来迄ハ地面建物ハ
ハ　ロッシュ氏ニ渡ス　川路聖謨ト同伴ニテ作木伝蔵　神保修理
ト　外ニ手人　江戸井関清池生　同断ニ付

一　五番手行　ロッシュ氏行

松平春嶽義今日上京ニ付　ロッシュ　軍艦拝借ニ大坂迄乗組
上京　ロッシュ　ハ　ポルトガル　出立ニ付　ハ　ロッシュ
諸事相談ニ者　ロッシュ　ニ　五番手　帝　ニ　ハ　ロッシュ
迄一切　ロッシュ　ニ　ハ　池生　ト　ロッシュ　ニ　相談
日　ロッシュ　ハ　諸事　ニ　ロッシュ　ニ　ハ　数名　ロッシュ

加賀藩ニ者　ロッシュ　ニ　ハ　厳重ニ　ロッシュ　ハ　二月四日
一　一応ニ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ニ　ハ　中将　ロッシュ　ハ　別紙
通　勢書　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ニ　ハ　大坂表　ロッシュ　ハ　議
ロッシュ　ハ　上京　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ニ　ハ　ロッシュ

十二月十六日
ロッシュ　ハ　ロッシュ　ニ　ハ　ロッシュ

加賀出ル

加賀藩　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ
ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ
ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ

一　松平春嶽　十二月

松平春嶽　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ
ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ

別紙　松平安芸

正月四日

松平安芸　内達　大樹上洛　徳川氏　御供ス
ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ
ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ　ハ　ロッシュ

十二月

一 [illegible] 松平伯耆守殿
[illegible] 亀井隠岐守
[illegible] 十月廿日

一 [illegible] 松平紀伊守殿
[illegible] 佐竹文平

一 [illegible] 松平紀伊守殿
[illegible] 十二月廿日 [illegible] 尤取調来
[illegible]

[illegible] 松平紀伊守殿
[illegible] 石沢民情

一 [illegible] 松平伯耆守殿
[illegible] 神谷川来

一 [illegible] 松平伯耆守殿
[illegible] 松平伯耆守

史

一 松平宮内少輔殿 出羽守殿出馬之事 当月廿四日也 松平周防守殿

本多佐渡守殿 武蔵守殿 御使者 武蔵守殿世話ニ成申事

一 松平宮内少輔殿 出羽守殿世話ニ成申事 松平宮内少輔殿

一 松平宮内少輔殿 御使者 城之内出羽守殿 松平宮内少輔殿

武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者

武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者

松平宮内少輔殿 出羽守殿 御使者 武蔵守殿 御使者

一 松平宮内少輔殿 出羽守殿 御使者 武蔵守殿 御使者

一 世子 和泉守殿 正月九日 武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者

武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者

武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者

武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者 武蔵守殿 御使者

正月九日 光 書面之通 堀内又右衛門

十八日

一 一筆改名之事 公方様三河殿 御使者 武蔵守殿 御使者

内々相談 天盃頂戴 世子 御使者 武蔵守殿 御使者

[illegible]

[illegible]

[illegible]